

道営住宅指定管理者候補者選定委員会 審査結果

釧路圏 地区)

審査項目	配点	5委員
		合計
定量的事項	20	100
管理経費に関する事項	15	75
道内中小企業等の支援に関する事項	5	25
定性的事項	80	400
基礎的な業務に関する事項	24	120
①関係法令等の習得及び個人情報の保護に関する評価	6	30
②公金の収納管理に関する評価	6	30
③管理経費の執行に関する評価	6	30
④使用料の収納に関する評価	6	30
利用者へのサービスに関する事項	56	280
⑤業務実施の体制及び業務実績に関する評価	8	40
⑥緊急時の対応に関する評価	8	40
⑦公募業務に関する評価	8	40
⑧入居管理業務に関する評価	8	40
⑨施設管理業務に関する評価	8	40
⑩入居者支援に関する評価	8	40
⑪業務実施の確実性と安定した経営能力に関する評価	8	40
業務実績評価事項	Δ10 ~10	Δ50 ~50
⑫使用料の収納状況に関する評価	Δ4 ~4	Δ20 ~20
⑬入居者満足度に関する評価	Δ4 ~4	Δ20 ~20
⑭入居者支援に関する評価	2	10
⑮行政処分に関する評価	Δ2	Δ10
合計得点	90~ 110	450~ 550

最優秀候補者					最優秀候補者以外の団体（成績順）									
(一財) 釧路市住宅公社														
委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤
100.0														
15.00	15.00	15.00	15.00	15.00										
75.00														
5.00	5.00	5.00	5.00	5.00										
25.00														
282.50														
88.5														
4.50	3.00	6.00	4.50	4.50										
22.50														
4.50	3.00	6.00	4.50	4.50										
22.50														
4.50	3.00	6.00	6.00	4.50										
24.00														
3.00	3.00	4.50	4.50	4.50										
19.50														
194.00														
4.00	6.00	8.00	6.00	6.00										
30.00														
6.00	4.00	6.00	6.00	4.00										
26.00														
6.00	4.00	6.00	6.00	4.00										
26.00														
6.00	4.00	8.00	8.00	4.00										
30.00														
6.00	4.00	6.00	6.00	4.00										
26.00														
6.00	4.00	4.00	6.00	4.00										
24.00														
6.00	6.00	8.00	6.00	6.00										
32.00														
23.35														
2.67	2.67	2.67	2.67	2.67										
13.35														
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00										
0.00														
2.00	2.00	2.00	2.00	2.00										
10.00														
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00										
0.00														
81.17	68.67	93.17	88.17	74.67										
405.85														

■ 道営住宅指定管理者候補者選定委員会運営要領（抜粋）
（審査及び選定方法）
第5条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等に関する適格審査及び定量的事項及び定性的事項に係る審査を行い、業務実績評価事項の得点を加えて、最高得点を付した委員が最も多い団体を最優秀候補者とし、次に多い団体を優秀候補者として決定する。
2 第1項の委員数が同数の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって候補者を選定しがたいと認めた場合は、全ての委員の審査点の総合計点数が最も多い団体を最優秀候補者として決定する。
3 第2項の合計得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の合計得点が最も高い団体のうち、定性的事項及び業務実績評価事項における全ての委員の審査点の総合計得点が最も高い団体を最優秀候補者として決定する。
4 前項に規定する手続きによっても候補者を選定しがたいと認めた場合の選定方法については、選定委員会において別途決定する。
5 候補者選定後、最優秀候補者が議会へ提案する前に候補者選定要件を満たさなくなった場合は、優秀候補者を最優秀候補者とする。

■ 第5条第4項関係（適格な候補者として選定しがたいものの判定について）
次の判定基準のいずれかに該当する場合、適格性を判定する。
<判定基準>
ア 定量的事項の審査において道が積算した管理経費の負担金限度額の10分の9以下の金額で申請をしたもの
イ 定性的事項（80点満点）のうち40点未満の評価を受けているもの。
ウ 定性的事項のうち、「利用者へのサービスに関する事項」について、いずれかの項目で次の評価を受けているもの。
・Dの評価をした委員が過半数に達したもの
・Eの評価をした委員が2名以上に達したもの

○定性的事項に関する基準（得点＝配点×乗率）

評価	乗率	評価内容
A	1.00	管理の目標及び水準と比較し特に優れた内容
B	0.75	管理の目標及び水準と比較し優れている内容
C	0.50	管理の目標及び水準と同程度の実現が可能な提案内容
D	0.25	管理の目標及び水準と比較しやや劣っている内容
E	0.00	管理の目標及び水準と比較し劣った内容